

平成19年9月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成19年9月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成19年9月3日（月） 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 報告第14号 平成19年度9月補正予算に関する臨時代理の報告について
報告第15号 平成18年度決算に関する臨時代理の報告について
報告第16号 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - (1) 青少年教育国際交流事業・中学生海外派遣について
 - (2) 児童生徒科学展について
 - (3) きらきら体験留学事業実施報告について
 - (4) 公民館文化祭について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 報告第14号 平成19年度9月補正予算に関する臨時代理の報告について
報告第15号 平成18年度決算に関する臨時代理の報告について
報告第16号 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 2 その他
 - (1) 青少年教育国際交流事業・中学生海外派遣について
 - (2) 児童生徒科学展について
 - (3) きらきら体験留学事業実施報告について
 - (4) 公民館文化祭について

5 出席委員 五十嵐 芙美子
吉岡 博之
井関 利明
宇田川 進
西垣 惇吉

6 欠席委員 なし

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松永 潤	教育総務部長	小川 隆啓
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部長	田中 庸恵
学校教育部次長	山崎 繁	生涯学習部長	鋒崎 修二
生涯学習部次長	浮ヶ谷 隆一	企画調整課長	福田 明
就学支援課長	松本 辰夫	教育施設課長	渡邊 静男
義務教育課長	古山 弘志	指導課長	高橋 邦夫
保健体育課長	西川 裕二郎	教育センター所長	伊東 秀樹
生涯学習振興課長	齋藤 忠昭	地域教育課長	鈴木 郁夫
青少年育成課長	石井 正夫	公民館センター長	堀切 公雄
中央図書館長	漆原 利一	考古博物館長	堀越 正行
自然博物館長	西 博孝		

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課長	青木 一雄
教育総務課 主 幹	山田 修一
〃 副主幹	高井 裕美子
〃 副主幹	谷内 弘美

○ **五十嵐委員長**

ただ今より、平成19年9月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。会期の件ですが、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、この定例会の会期は本日1日といたします。本日の議事日程でございますが、お配りしております会議次第に従って、議事を進行いたします。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、井関委員、西垣委員を指名いたします。続きまして、議事5報告に入らせていただきます。報告第14号 平成19年度9月補正予算に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **企画調整課長**

資料は2ページから4ページになります。はじめに、2ページをご覧ください。歳入の国庫支出金、県支出金については、前回、8月の定例教育委員会で説明した内容と変更はありません。続いて、3ページをお開きください。歳出になりますが、上の段の学校教育指導費は小学校英語活動推進事業、下の段の教育センターについては、学校図書館関係の経費で、前回の説明と変更はありません。続いて、4ページをご覧ください。上から小学校費、中学校費、幼稚園費で、いずれも施設修繕関係の予算になりますが、小学校費で8,300万円、中学校費で3,115万円、幼稚園費で500万円の予算措置がされました。続きまして、第7項、社会教育費の青少年育成費については、放課後保育クラブを増設するため、施設修繕料等として、2,120万円が予算化されました。歳出全体では、約2億1,200万円を予算要望しましたが、満額回答とはいかず、歳出合計で、1億4,742万4,000円が予算措置されました。次に、2債務負担行為補正については、中国分小学校に教室の余裕が見込めないことから、学校敷地に保育クラブ用のプレハブを借上する経費であります。19年度に建設し、リース料としての支払いは、平成20年度から平成29年度までの10年間で3,900万円と見込んでおります。この補正予算案は、9月議会に上程されましたので、議会で審議され、議決されますと予算として確定いたします。以上です。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告第14号を終了いたします。次に、報告第15号 平成18年度決算に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ **企画調整課長**

別冊の資料、平成18年度市川市教育委員会決算書概要をご覧ください。はじめに、歳入からご説明いたします。1ページ、2ページをお開きください。この表の一番上の数字を見ていただきたいと思います。当初予算額、11億

6,775万5,000円に補正予算額などの4億9,454万3,000円を合わせたものが予算現額であり、総額で、16億6,229万8,000円であります。歳入として徴収しようとした金額である調定額は、16億3,527万3,510円となっております。この歳入として見込んだうち、実際に入ってきた金額が収入済額になりますが、18年度では、16億232万3,990円を収納しております。予算現額に対する収入済額の割合は、収入率96.4パーセント、5,997万4,010円が減額となっております。減額となった主な理由は、19年度に実施を計画していた小中学校の耐震補強工事について、予算を前倒しし、18年度の2月補正で計上したため、工事自体は、18年度に終わりませんので、19年度繰越しました。これに伴い、耐震補強工事に伴う歳入、国庫補助金・市債についても、19年度に繰越したため、18年度の歳入として減額となったことが理由です。収入済額は、前年度に比べまして、4億656万7,257円が増となっております。この主な増額の理由は、国庫補助金において、約7,500万円が増っており、これは、国分小学校体育館の建て替え工事など小中学校の改修工事の実施に伴うものであります。また、市債においても、前年度に比べて、約3億2,000万円の増額となっておりますが、これも国庫補助金と同様、小中学校の改修工事や公民館の耐震改修工事などを実施したことに伴い増額となったものであります。続きまして、3ページをお開きください。歳出の説明になります。表の一番上の数字をご覧ください。当初予算額に補正・流充用等を合算した予算現額は、136億7,159万3,177円となっております。実際に支出した決算額は、130億8,638万3,457円となっております。翌年度繰越額については、1億295万8,500円で、この主な繰越理由は、先程説明しました小中学校の耐震補強工事及び少年自然の家改修事業の工事費であります。不用額については、4億8,225万1,220円で、執行率は、95.7パーセントで、前年度と比較しますと歳出合計で約9億5,400万円の増になっています。予算執行の主な内容と増減理由については、平成18年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告書に基づいて説明いたします。6ページをご覧ください。教育施設課の小学校施設整備事業については、17年度よりも約6億3,000万円増えています。これは、耐震補強改修工事や国分小学校体育館の建て替え工事などを実施したことによるものです。下の中学校施設整備事業については、約4,000万円少なくなっております。これは、耐震補強改修工事がなかったため、減となっているものです。9ページの保健体育課、学校給食の充実は、17年度と比べますと約1億3,000万円が増えています。これは、調理業務委託校や磁器食器の導入校が増となったことによります。10ページの教育センター、教育情報の充実では、小中学校のコンピューターの再整備にあわせ、17年度の整備台数約、2,700台を18年度では、

約 4,900 台まで大幅に増やしております。11 ページの生涯学習振興課、文化財の保護・活用については、約 5,000 万円が減となっております。これは、17 年度では、史跡曾谷貝塚などの用地購入がありましたが、18 年度は購入がなかったためです。15 ページをご覧ください。地域教育課の少年自然の家の運営については、少年自然の家のリニューアル工事を実施したため、約 5,000 万円が増となっております。また、16 ページの公民館センター、公民館活動については、公民館利用者の安全を図るため、西部公民館の耐震補強改修工事などの実施により、約 6,500 万円が増となっております。最後に、24 ページのスポーツ施設課、スポーツセンター等管理運営については、国府台スポーツセンターの陸上競技場改修工事、約 8,000 万円などの実施により、17 年度より、増額となっております。決算については、10 月の第 3 週に開催される決算審査特別委員会で審議され、その後の 12 月議会で認定される予定です。以上です。

○ **吉岡委員**

小学校、中学校で、耐震補強がまだ終わっていない学校はあるのですか。

○ **教育施設課長**

現在、耐震診断は全て終わっておりまして、I S 値の 0.3 以下の危険と言われていたものについては、18 年度で工事は終わっております。残りはまだかなりありますので、平成 27 年度までに 9 割以上終了させる予定であります。

○ **吉岡委員**

ランクによって、第一優先順位の所は終わっていて、次に第二優先順位になるのですが、第二優先順位はどの位の震度に耐えられるのですか。

○ **教育総務部長**

I S 値 0.3 未満というのが、地震が来た場合に倒壊のおそれがあるランクで、次が 0.3 から 0.4 未満ですが、これについては、倒壊はないものの大きな損傷を受ける可能性があるランクになります。

○ **吉岡委員**

第二優先順位は何校あるのですか。

○ **教育総務部長**

校舎と体育館、合わせて 35 棟になります。

○ **吉岡委員**

ランクは何段階あるのですか。

○ **教育総務部長**

5 段階あります。耐震診断の結果で、補強の必要がない学校もありますし、昭和 57 年以降は新耐震基準なので、57 年以降に建てられた所については補強の必要はありませんので、それを除きますと、耐震の必要があるとされた

のは、210 棟のうち 165 棟が耐震診断の対象となっておりまして、そのうちの補強の必要がないのが 30 数棟ありまして、実際に補強の必要があるとされたのが 123 棟で、終わっているのが 18 棟になります。

○ **吉岡委員**

学校は避難場所にもなっているもので、早く予算をとって早くやっていただければ、地域の方々も安心だと思います。

○ **五十嵐委員長**

少年センターの資料の中で、補導されている人数をみると中学生の人数が多いという結果を踏まえて、どんな対策を講じたのか教えていただきたいと思います。

○ **地域教育課長**

この補導員の行なう補導というのは、教育補導ということで、完全に法を犯したとか、触れたとかいう青少年を対象にした補導ではなくて、補導員と一緒にセンターの職員が街をパトロールしていて、悪いことに踏み込む前に予防的な意味をもって行なう行為として、通常的生活の中で声を掛けておいてあげた方がいいかなと思った時に行なっているものです。したがって、警察の行なう補導とは程度が違うということを申し上げたいと思います。その中で、喫煙とか飲酒というのは、完全に法を犯した行為ですから、それに対してはきちんと警察や学校と連絡を取りながら、対応しているケースもございますが、例えば、道路を斜めに横切る、花火を子ども達だけでやっているなど、危険な遊びが季節によって、また、年度によって多い時と少ない時がございます。多い傾向が出た時には、担当が生徒主任委員会等にも出席しておりますので、現状をお話して、学校等で必要に応じた指導をしていただきたいと思いますというお願いをしております。

○ **五十嵐委員長**

高校とも連携をとっているのですか。

○ **地域教育課長**

定期的な連絡はまだ取れていないのですけれども、高等学校の警察連絡会にも職員が出ておりますので、そういった所でお願いをすることはございます。

○ **宇田川委員**

給食の未納が多いと聞いていますが、市川市の実態はどのようなのですか。

○ **保健体育課長**

平成 17 年度は、未納額が約 190 万円ございました。小中学校全校生徒に対する割合からすると 0.15 パーセントになります。平成 18 年度については、3 月 31 日現在で 330 万円の未納額があります。割合は 0.22 パーセントですが、9 月現在でもう一度調査することになります。人数にすると約 97 名程度ということになります。190 万円の未納金を学校数で割りますと年間、ひ

とつの学校で、2万から3万円の未納となります。千葉県内で一番未納が少ない金額となっています。

○ **吉岡委員**

滞納対策は考えているのですか。

○ **保健体育課長**

4月から校長会とも協議をしております。協議の段階では、給食申込書というのを検討しております。来年4月から、各家庭より給食申込書を学校に提出することを進めているところです。

○ **井関委員**

土曜日の授業が話題になっていますが、市川ではどうなっていますか。

○ **指導課長**

現在、土曜日の授業は行なっておりませんが、ボランティアですか学生が子どもたちを集めて、教えている学校は何校かございます。また、地域で子どもたちを育てるといのがございまして、例えば野球や囲碁、将棋をやったりして、生涯学習が盛んになってきております。土曜学習についても寺子屋学習など学校の中で個々にありますけれども、市全体として、統合して学習する形のものはまだありません。

○ **地域教育課長**

地域との関わりという中で、コミュニティクラブという市の施策がございますので、その中で、今言った体験的なものを含めてやっていました。ここへきて、学習的な部分で、地域の方の協力を得て、暗算を中心にした学習を親子でやろうという学校があります。また、ユニセフ協会が英語学習を行なう学校も出てきております。

○ **井関委員**

ひとつ問題は、話題になっているそういう問題に対して、市川市はどうしていますかという問いかけをされた時にどのように答えるのかと思ったのです。それぞれの地域が地域の中で、色々な試みをしていることをサポートしたいのですということであれば、それは方針になります。

○ **学校教育部次長**

このところ、国のレベルでも教育課程の基準の見直しが進んでおりますし、特に話題になっているのが授業日数を10パーセント増やすということもほぼ固まってきておるようございましてけれども、その流れと合わせて、土曜日をどのような扱いで今後、対応していくのか。また、授業時間数だけの問題ではないと思っておりますけれども、クローズアップされているところの課題にどのように対応するのかを検討会を設けて、どのような方向で進めていくべきなのか検討を重ねているところでございます。最終的な結論が出るにはもう少し時間を要すると思っておりますけれども、具体策としてどのようなことが出来るのかを詰めてまいりたいと考えております。

○ 井関委員

市川市としては、地域社会との交流を土曜日に行なうという市川独自のやり方を出せばいいのではないかと思います。

○ 五十嵐委員長

他に質疑がないようですので、報告第 15 号を終了いたします。次に、報告第 16 号 市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告についての説明を求めます。

○ 中央図書館長

資料は 6 ページから 13 ページでございます。本案は、いわゆる、住基カードに、図書館利用券の機能を付加し、住基カードを利用して提供する多目的サービスのひとつとして、図書等の貸出しを行うサービスを追加するものですが、住民基本台帳法第 30 条の 44 第 8 項の規定により、利用について条例で定める必要がありますことから、市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正並びに関連条例として、市川市手数料条例、市川市印鑑条例の改正をするものであります。これら条例の改正については、平成 19 年 9 月市議会定例会に議案として提出するよう市長に意見を申し出る必要がございますが、定例教育委員会に議案としてお諮りしているいとまがございますので、市川市教育委員会事務委任規則第 2 条の規定により、平成 19 年 8 月 27 日に別紙のとおり臨時代理とさせていただきますので、同規則第 3 条の規定により、これを報告するものでございます。改正内容をご説明いたします。資料 9 ページの新旧対照表をご覧ください。市川市住民基本台帳カードの利用に関する条例の第 2 条、多目的サービスの内容ですが、この第 2 条に、第 2 項として、教育委員会は、多目的サービスとして、図書等の貸出しを行うサービスを住民に提供するものとするとの 1 項を追加いたします。また、第 3 条と次のページの第 4 条ですが、これは、教育委員会による多目的サービスの提供を受けるための申請等の手続きが、教育委員会に対して行うこととなるため、また、現在、市長が提供する多目的サービスは、暗証番号を用いていますが、今回の図書館利用サービスについては、暗証番号を用いないことから、暗証番号の設定は、多目的サービスの提供に暗証番号を用いる場合にのみ行わせる旨の条文改正となっております。その他の部分については、こうした改正に伴い、条文の整備をするものでございます。また、11 から 13 ページの市川市手数料条例と市川市印鑑条例ですが、これは、当該条例の改正に伴う引用条文の整備を行うものでありますので、説明は省かせていただきます。次に、本事業の概略を改めてご説明いたします。すでにご説明しましたとおり、この事業は、住基カードに図書館利用券の機能を加えて、住基カードで図書館資料の貸し出しサービスが受けられるようにしよ

うというものでございます。また、事業の主旨ですが、市民の利便性の向上を図ることと併せまして、住基カードの一層の普及促進に寄与してまいりたいということでございます。このようなことで、住基カードを図書館利用券として利用している自治体は、千葉県内では、まだ例がありませんが、全国では本年4月現在、27自治体で実施いたしております。それから、住基カードに図書館利用券の機能を付加する方法ですが、これは、住基カード券面の裏に図書館利用券と同様のバーコード番号、利用者識別番号になりますが、これを印字、若しくは貼付することで、図書館利用券としても使えるようにするものでございます。最後に、このサービスの開始時期ですが、本年11月1日からの開始を予定しております。本事業の概要説明は以上ですが、このサービスを開始するためには、更に図書館規則の改正と条例施行規則を制定する必要があります。この点については、次回10月の定例教育委員会におきまして、議案としてご審議いただくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○ **五十嵐委員長**

質疑がないようですので、報告第16号を終了いたします。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)青少年教育国際交流事業・中学生海外派遣について報告してください。

○ **指導課長**

平成19年度市川市青少年教育国際交流事業・中学生海外派遣について事業が終了いたしましたので、ご報告いたします。去る7月21日に、玉井令二市川市立第三中学校校長を団長に派遣中学生16名、引率者4名により、14泊15日の日程で、ドイツ連邦共和国、ローゼンハイム市を訪問し、8月5日に帰国いたしました。現地では、ホストファミリー宅に宿泊しました。写真になります。学校・メートヒェン・リアルシューレに通学して、これは、写真2、3です。歴史的建物や文化施設の訪問等を行ったりしました。7月23日に行なわれました合同学習、写真4、5が様子です。そのあとの日本デイ、写真6になります。生徒・引率教員が日本の伝統・文化を紹介するため、福笑い、習字、輪投げなどのコーナーに分かれ、積極的に活動しました。ドイツの先生・生徒などたくさんの参加者で、どのコーナーにも黒山の人だかりができ大盛況のうちに終わり、素晴らしい日本デイになったと聞いております。生徒たちも多くの参加者に臆することなく、一生懸命積極的に親善・交流に努めたとのことでございます。また、ホストファミリーを招いて、写真7、8になります。ペンションにおいてさよならパーティーを開き家族と共に様々な交流を図りました。別れを惜しんで涙する場面もございました。この派遣を終え、子どもたちからは、12日間とてもたくさんの経験をするこ

とができました。その中で「言語の違いは大きな壁だなあと同時に、ドイツ語も英語も使いこなせるようになりたいと強く思いました。一生懸命勉強してドイツにまた来たときには、ホストファミリーとドイツ語で会話できるようにしたいです。新しい目標です。」というような目標をどの生徒も持つことができました。このように生徒は、ホストファミリーとの生活やドイツの子どもたちとの学校生活など日常的なふれあいを通して、日本では決して得ることのできない貴重な体験を積むことができました。各学校におきまして、派遣生徒の体験を他の生徒に伝える場を設け、ひとりでも多くの生徒が国際交流の意味を考えたり、自分の将来を考えたりする機会とすることを各校長先生にお願いしました。以上でございます。

○ **井関委員**

引率はどなたが行きましたか。

○ **指導課長**

団長が第三中学校長で、教諭が2名、ドイツ語が堪能なコーディネーターが1名です。引率教諭2名は女性で、1名が英語の教諭、もうひとりとは国語の教諭です。

○ **五十嵐委員長**

日本ディではどんなことをドイツの方は興味を持っていましたか。

○ **指導課長**

墨とか筆は、ヨーロッパの文化にはないものなので、書道にドイツの子ども達は興味をもっていたということです。福笑いなどは日本ディの中では人気があったようです。合同学習の中では典型的な日本人、ドイツ人ということで、子ども同士がお互いに学習し合ったということです。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(2)児童生徒科学展について説明してください。

○ **指導課長**

9月8日、9日、土曜、日曜の2日間、千葉県立現代産業科学館にて、平成19年度市川市児童生徒科学展を実施いたします。この催しは、市内の児童生徒が夏休みを活用し、自然との直接体験を通して、自然界の事物現象を探求し論文にまとめたものや、科学的な原理や法則に着目して創意工夫に満ちた科学作品を作製したものなどの展示発表をする場でございます。児童生徒はもとより、広く市民の方々にも優秀な作品を紹介することで、市川市における自然科学教育の一層の振興を図ることを趣旨としております。昨年度の出展状況ですが、市内小中学校57校から、さまざまな分野の作品612点が出品されております。作品は子どもにとって、身近な生物や不思議・疑問を対象にしたテーマが多く選ばれております。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(3)きらきら体験留学事業実施報告について説明してください。

○ **教育センター所長**

今年度は第1回目が7月23日から26日の3泊4日で、奥多摩地区へ、第2回目が8月4日から9日まで5泊6日で、新潟県の奥阿賀地区へ行ってきました。参加者は奥多摩が13名、奥阿賀が12名でございました。両方も天候に恵まれまして、予定通りプログラム内容を実施することができました。奥多摩の方では、大自然の中での体験活動とか現地の方々との交流、その他に今年度は保護者の方にも呼びかけまして、残念ながら1名しか参加はなかったのですが、現地におきまして、カウンセラーとの面談を行ないました。奥阿賀の方は4件の農家に民宿をして、農村体験を行ないました。奥多摩では鍾乳洞に行ったり、登山、釣り、ナイトハイク、うどん打ち等の活動を行ないました。また、奥阿賀では農作業他かじか捕り、ラフティング、カヌー体験、団子作り、木工体験、押し寿司作り等の活動をしてまいりました。報告によりますと色々と問題を抱えた子どもですので、自己中心的な行動をとったり、人間関係が複雑になってみたりという場面もあったようですが、その中に身を置くことによって、必然的にルールが発生することが理解できたり、少しずつではありますけれども、感情が抑えられるような場面も見られるようになったようです。同時に周りの子ども達も問題を抱えた子どもに対する見方が変わってきて、はじめはまったく理解できない子もいたのですけれども、寛容になってきたと聞いております。また、奥阿賀では、農家の方々との交流が中心になっているわけですが、農家の方々の働きかけというのは非常によかったようで、自分の本心を話し出したり、悩みを話し出したり、交流の中で泣き出した子どもたちも見受けられたようです。全体的には、大自然に囲まれた中で、仲間を意識せざるえない経験をしたことによって、人と係わろうとする気持ちが少しずつ芽ばえたのではないかと思います。今日から学校が始まったばかりですので、目に見えた変化は、把握できておりませんが、今週末の8日に事後研修会と称しまして、子どもたちを集めて、思い出話をしたり、保護者の方々に報告をする予定でおります。子どもたちの在籍する学校やご家庭にも書面等で報告をしたいと考えております。以上でございます。

○ **吉岡委員**

今のお話の中で、周りの方の見方が変わってきたという話がありました。まったく問題がない子どもたちも参加しているということですか。

○ **教育センター所長**

この事業の趣旨としては、不登校の子どもたち、やや人間関係作りに問題がある子どもたちをメインとしておりますけれども、同時により自分の個性

を伸ばしたい子どもたち等も受け入れることにしております。問題のある子どもたちだけで活動するのとそこにもう少し活力がある子ども達がいて、引っ張っていったり、活力のある子どもたちの様子を見たりすることにも意味があると考えております。実際には、不登校気味の子どももいれば、まったく行かれない子どもがいたり、こちらから見るとまったく問題を抱えていない子どもも入っています。

○ **吉岡委員**

引率者が少ないように感じたのですが、引率者は何名ですか。

○ **教育センター所長**

奥多摩の方は、13名の子ども達に対して、引率者が10名です。内訳は教育委員会の職員が3名、学校の教員が2名、養護教諭が1名、ライフカウンセラー1名と大学院生が3名という編成でして、今年からの新しい試みです。人数的には少ないということはありません。奥阿賀の方は12名の子ども達に対して、5名の引率者で、教育委員会職員が4名と学校の教員が1名です。これは、なぜ引率が少ないかという、現地のNPO法人の農家の方々の所に分宿させまして、農家の方にある程度お預けする方式で行なっているものです。プログラムがきちんと組まれており、受け入れ側がしっかりしていることから引率者がたくさん要らないものです。実際に行なってみて、もう1名か2名増えてもいいのかもしれないけれども、プログラムとの関係になってくると思います。

○ **吉岡委員**

短い期間ですから、引率者がたくさんいなければいけないのではないかと感じました。この事業がどのくらい成果があるのかが知りたい方がいると思いますので、市川から情報を発信していただきたい思います。

○ **教育センター所長**

我々も具体的に成果がつかめているわけではないのですが、引率した者の感触からすると、間違いなくいいことであるということです。ただ、同時に課題もたくさんございまして、不登校の子どもたちが全員参加しているわけではないということ、ある程度の活力がないと行くことができない面もあります。色々な課題がありまして、それを解決しながら、成果をお知らせすることは大事なことでお思います。

○ **五十嵐委員長**

この後のケアや成果などを教えてください。

○ **教育センター所長**

昨年度の例ですと、参加した子どもの中から1名、市の適応指導教室のフレンドルームに通い始めた子どもがいました。今回、初めて行なった保護者とカウンセラーとの交流という点については、参加した親子は、母親から子どもに対しての指示が日頃から多くて、こだわりの多い子どもではあったの

ですが、それに対して神経質に先回りして注意を与えている状況で、カウンセラーの話し合いを子どもの様子を見ながら日常的に行なっていて、3日目の夜には2時間くらいの時間をとって面談を行なっています。そのような中で、母親が子どもに対する接し方について省みる機会になったとのことでした。ただ、母親は他の保護者の方も参加していただいて、話し合いがしたかったとおっしゃっていました。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。次に(4)公民館文化祭について説明してください。

○ **公民館センター長**

今年も資料にございます日程で、各公民館で公民館文化祭を開催いたします。普段、公民館を利用されている方々と地域の方々が一緒になりまして、模擬店ですとか勉強した成果、ダンスの発表、手作りをした物の展示、絵画の展示など文化の発表の場として、1年に2回行なうものです。中には、お茶会、イベント等もございます。変わったものでは、そば打ち、園芸の相談会、縁台将棋、農家の野菜直売などをにぎやかにやっております。どうか皆さんご覧いただきたいと思います。

○ **五十嵐委員長**

ありがとうございました。本日の議事は以上でございますが、委員の皆様から何かございますか。

○ **吉岡委員**

耐震補強の件ですが、補強は平成27年度までかかるということで、その間の措置をどのようにするのか、防災の専門家の方に指導していただくなど、災害を最小限に食い止める方法を検討する必要があると思います。

○ **教育施設課長**

平成27年まで、耐震促進法で公共施設を含めた建物の9割以上を耐震補強しなさいという法律の制定がありますので、公共施設全体の整備計画を練り直しているところです。

○ **吉岡委員**

耐震構造が良くない建物は、災害の防備の仕方が違うと聞いたので、専門家に措置の方法を聞いておいた方がいいのではないかと思います。そして、それを学校で指導することが必要だと思います。

○ **西垣委員**

避難訓練の時も、耐震補強が終わっているところと終わってないところの避難の方法は違ってくると思いますので、具体的に各学校で対応すべきだと思います。

○ **教育施設課長**

各学校に合ったマニュアルを作ることを検討していきたいと思います。

○ **吉岡委員**

もうひとつ気になることがあって、最近、教員でうつ状態の人が非常に多いのです。理由が保護者からのクレームが多く、クレームがあった場合にどのような対処の仕方をするのかを学校内で話し合わなければならないと思います。あるところでは、顧問弁護士を雇う学校もあるということです。対処の仕方を検討する必要があると思います。

○ **西垣委員**

対応するために事例を集めまして、弁護士に相談することも検討しています。教育委員会、校長会とPTA連絡協議会の三者が一体となって、組織作りをして、ひとりで悩むことがないように考えております。

○ **五十嵐委員長**

それでは、これもちまして平成19年9月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時35分閉会)